

●香川県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成19年四国地方整備局告示第17号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

香川県

2 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 鴨部川流域下水道（大川西部処理区）

3 事業施行期間

平成2年1月12日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年香川県告示第600号の事業地のうち、さぬき市造田乙井字内間及び字北山田並びに末字山田及び字西内間並びに志度字牛の背、字宗林堂、字カシキ、字入江及び字赤馬崎並びに鴨庄字神明谷、字小方、字西奥谷、字北野田、字新田峠、字新田沼、字手箱及び字浦手箱を削り、造田乙井字川南、志度字堂林及び鴨庄字西新開地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし